

特別措置の実施

西日本豪雨では矢掛町は浸水被害にあった地域もありましたが、幸いにも観光エリアの被災はほとんど無く、現在は通常通りの観光をしていただける状況となっております。観光にお越しいただくことが町の復興への一歩につながると思い、下記のとおり当補助金について特別措置を実施することとなりました。

旅行会社様には当補助金をご活用いただき、岡山県・矢掛町へのご送客お願い致します。

◆対象者；国内に事業所のある旅行業登録をしている旅行会社

◆特別措置対象期間：平成30年9月1日～平成31年3月31日
(上記期間内に催行された団体ツアー)

◆補助金額；ツアー参加者1名当たり1,500円を助成
※20名以上の団体ツアーが対象

◆補助条件；

- (1) ツアーの構成人数が20名以上であること
- (2) 町内の有料観光施設、飲食店等を利用すること
- (3) 国、地方自治体等が実施する視察又は研修旅行、学校行事として実施する旅行、宗教活動又は政治活動を目的とした旅行でないこと
- (4) 他の地方自治体等からの補助金、助成金等を交付されていないこと

◆申請方法

ツアー催行前に町のホームページからダウンロードした様式に必要事項を記入し、押印のうえ下記まで郵送又はご持参ください。

審査終了後、町から確定通知書が届いた後にツアーを催行し、催行後に「実績報告書」を提出、条件を満たした金額を補助いたします。

町HP；<http://www.yakage-kanko.net/access/209/>

◆申請〆切；平成31年3月23日（金）必着

※予算額になり次第募集を締め切る場合がございます。

申請書郵送先・問合せ先

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018
矢掛町役場 産業観光課 商業観光係
TEL：0866-82-1016 FAX：0866-82-9061